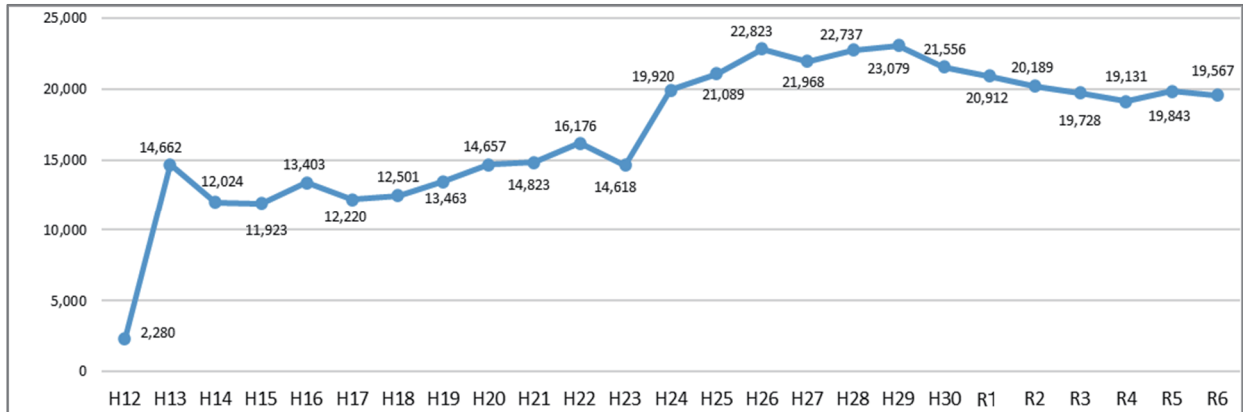


令和 6 年におけるストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、児童虐待事案等への対応状況について

第 1 ストーカー事案への対応状況

1 ストーカー事案の相談等状況

相談等件数は、令和 6 年は、19,567 件（前年比－276 件、－1.4%）と依然として高い水準で推移している。



注）平成 12 年は、ストーカー規制法の施行日（11 月 24 日）以降の件数

2 ストーカー事案の被害者・加害者の状況等（相談等件数の内訳）

(1) 被害者の性別・年齢

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 6 年の割合
男性	2,500	2,442	2,407	2,582	2,663	13.6 %
女性	17,689	17,286	16,724	17,261	16,904	86.4 %
19 歳以下	2,032	2,145	2,218	2,335	2,340	12.2 %
20 歳代	6,885	6,607	6,521	6,671	6,740	35.1 %
30 歳代	4,683	4,421	3,982	4,176	4,037	21.1 %
40 歳代	3,681	3,540	3,363	3,436	3,253	17.0 %
50 歳代	1,664	1,643	1,716	1,853	1,819	9.5 %
60 歳代	541	517	553	567	594	3.1 %
70 歳以上	327	401	353	400	385	2.0 %
年齢不詳	4	5	11	6	10	0.05 %
密接関係者	372	449	414	399	389	

注 1）「密接関係者」とは、恋愛感情等の対象となった者と社会生活において密接な関係を有する者（家族、友人等）

注 2）年齢の「割合」は、密接関係者を除いた特定の者を被害者とする件数（19,178 件）に占める割合

(2) 加害者の性別・年齢

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 6 年の割合
男性	16,295	15,927	15,509	15,825	15,327	78.3 %
女性	2,482	2,415	2,258	2,496	2,487	12.7 %
不明	1,412	1,386	1,364	1,522	1,753	9.0 %
19 歳以下	807	838	886	996	1,088	5.6 %
20 歳代	3,734	3,576	3,606	3,958	3,972	20.3 %
30 歳代	3,796	3,414	3,217	3,324	3,169	16.2 %
40 歳代	3,910	3,580	3,335	3,410	3,098	15.8 %
50 歳代	2,593	2,512	2,667	2,631	2,501	12.8 %
60 歳代	1,378	1,362	1,278	1,364	1,360	7.0 %
70 歳以上	961	1,055	1,034	1,154	1,028	5.3 %
年齢不詳	3,010	3,391	3,108	3,006	3,351	17.1 %

(3) 被害者と加害者の関係

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
特定の者	19,817	19,279	18,717	19,444	19,178	98.0 %
配偶者（内縁・元含む）	1,497	1,381	1,345	1,353	1,333	6.8 %
交際相手（元含む）	8,239	7,472	7,115	7,389	7,258	37.1 %
知人友人	2,552	2,524	2,420	2,750	2,623	13.4 %
勤務先同僚・職場関係	2,437	2,493	2,532	2,653	2,459	12.6 %
面識なし	1,567	1,877	1,804	1,756	1,722	8.8 %
その他	1,684	1,681	1,734	1,632	1,681	8.6 %
関係（行為者）不明	1,841	1,851	1,767	1,911	2,102	10.7 %
密接関係者	372	449	414	399	389	2.0 %

注）「その他」は、芸能人とファン、医者と患者、従業員と客、近隣住民 等

(4) 動機

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ストーカー規制法に抵触する動機	16,911	16,115	15,657	16,231	15,396
好意の感情	13,855	13,514	12,904	13,262	12,523
好意が満たされず怨恨の感情	3,056	2,601	2,753	2,969	2,873
ストーカー規制法に抵触しない動機	816	810	762	883	1,045
精神障害（被害妄想含む）	89	95	124	114	99
職場・商取引上トラブル	34	24	27	24	48
その他怨恨の感情	226	210	208	202	342
その他	467	481	409	543	556
不明	2,462	2,803	2,706	2,729	3,126

注）「その他」は、離婚に伴うトラブル、金銭貸借トラブル 等

(5) 行為形態別

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
法第2条 第1項の 該当号	1号 つきまとい・待ち伏せ等	10,955	10,885	10,523	10,877	10,476
	2号 監視していると告げる行為	1,245	1,025	986	977	892
	3号 面会・交際の要求	7,992	7,374	6,738	6,920	6,186
	4号 乱暴な言動	3,250	3,004	2,925	3,145	2,709
	5号 無言電話・連続電話・メール	5,394	5,354	4,785	4,835	4,189
	6号 汚物等の送付	213	232	247	247	206
	7号 名誉を害する行為	777	752	703	763	641
	8号 性的羞恥心を害する行為	1,253	1,242	1,175	1,127	1,078
法第2条 第3項の 該当号	1号 相手方の承諾を得ないでGPS機器等により位置情報を取得	—	43	137	146	159
	2号 相手方の承諾を得ないで相手方の所持する物にGPS機器等を取り付ける等	—	109	267	340	354

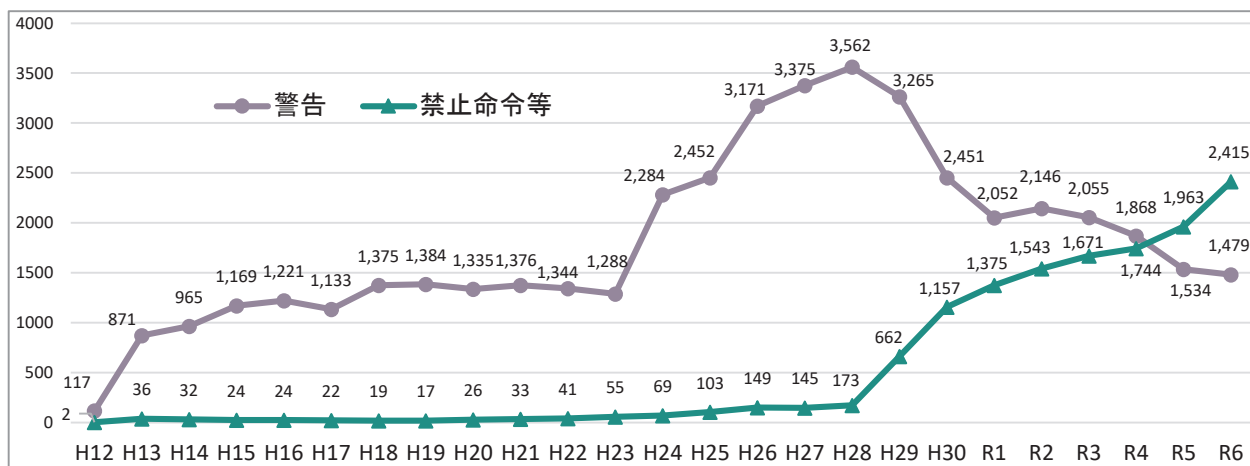
注1）複数に該当する事案は、それぞれに計上

注2）ストーカー規制法の改正に伴い、令和3年6月15日施行以降、現に所在する場所の付近における見張り等（第2条第1項第1号）、拒まれたにもかかわらず連続して文書を送付する行為（同項第5号）についてもストーカー規制法の対象となり、同年8月26日施行以降、位置情報無承諾取得等（第2条第3項各号）についてもストーカー規制法の対象となった。

3 ストーカー規制法に基づく行政措置

(1) 警告・禁止命令等の実施状況

ストーカー規制法に基づく警告は、令和6年は1,479件（前年比－55件、－3.6%）と前年より減少。禁止命令等は、警告前置の廃止及び緊急時の禁止命令等の新設等を内容とする平成28年のストーカー規制法の改正法が施行された平成29年（改正法の施行日は平成29年6月14日）以降急増し、令和6年も2,415件（前年比＋452件、＋23.0%）と法施行後最多。



	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
警告	2,052	2,146	2,055	1,868	1,534	1,479
禁止命令等	1,375	1,543	1,671	1,744	1,963	2,415
うち緊急禁止命令等	601	729	808	946	1,179	1,466

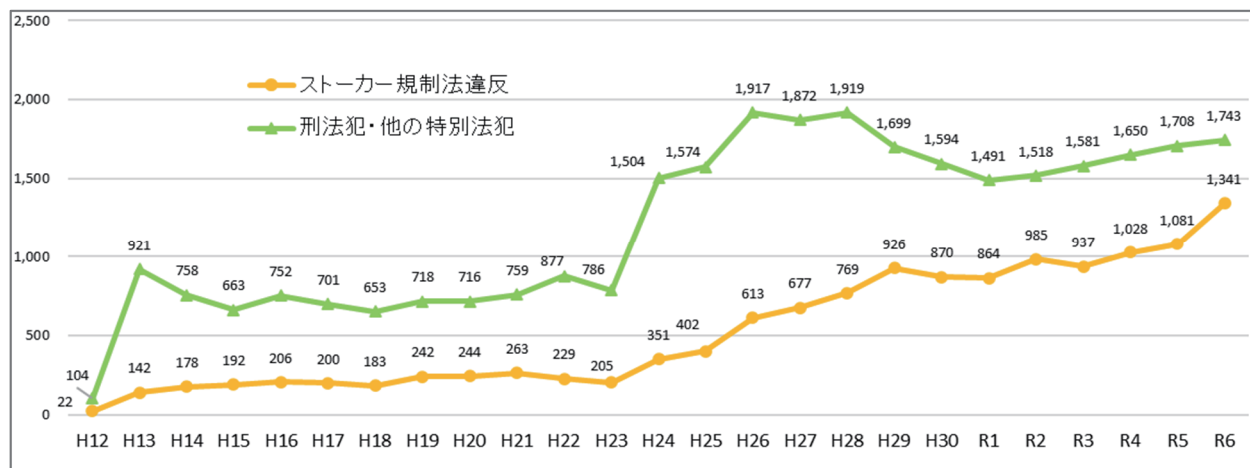
注）ストーカー規制法に基づく行政措置、ストーカー事案の検挙状況及び警察本部長等の援助については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に実施した行政措置、検挙及び援助（以下「行政措置等」という。）した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に実施した行政措置等の件数は全て計上することに変更した。

(2) ストーカー事案の加害者に対する連絡の実施状況

令和6年3月から、禁止命令等を受けた加害者に対する連絡を実施しているところ、令和6年の実施件数は、1,039件であった。

4 ストーカー事案の検挙状況

ストーカー規制法違反の検挙は、令和6年は1,341件（前年比＋260件、＋24.1%）、ストーカー事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、令和6年は1,743件（前年比＋35件、＋2.0%）と引き続き高水準である。



罪種別内訳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯・他の特別法犯	1,518	1,581	1,650	1,708	1,743
殺人（既遂）	1	1	1	0	0
殺人（未遂）	7	3	10	18	11
傷害	70	92	88	100	75
暴行	165	158	137	146	122
脅迫	220	195	210	227	187
強要	53	61	59	53	53
恐喝	16	20	14	15	15
逮捕監禁	26	6	11	15	14
不同意性交等	28	22	36	49	63
不同意わいせつ	57	63	59	85	107
窃盗	88	85	108	83	114
住居侵入	300	337	354	360	378
器物損壊	107	124	138	111	120
名誉毀損	33	38	38	32	41
暴力行為等処罰法違反	16	19	20	23	9
銃刀法違反	41	44	33	38	36
軽犯罪法違反	31	41	43	34	42
迷惑防止条例違反	119	123	148	147	101
その他	140	149	143	172	255

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
ストーカー規制法違反	985	937	1,028	1,081	1,341
ストーカー行為罪	868	812	897	961	1,108
禁止命令等違反	117	125	131	120	233

注1）刑法犯・他の特別法犯の検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、業務妨害、公然わいせつ、覚せい剤取締法違反、児童ポルノ禁止法違反 等

注2）刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）の施行（罰則規定：令和5年7月13日施行）に伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

5 警察本部長等の援助

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
警察本部長等の援助申出受理件数	8,151	8,173	7,894	8,105	7,180
内訳（複数計上）					
被害防止措置の教示	1,831	1,701	1,794	1,445	1,613
被害防止交渉に必要な事項の連絡	757	800	774	765	751
行為者の氏名及び連絡先の教示	526	528	502	488	571
被害防止交渉に関する助言	605	524	539	538	554
被害防止活動を行う民間組織の紹介	116	102	112	103	100
被害防止交渉場所として警察施設の利用	133	118	117	130	112
被害防止に資する物品の教示又は貸出	583	580	630	690	624
警告等を実施した旨の書面の交付	265	278	233	245	206
その他被害防止のために適切な援助	6,863	6,572	6,354	6,509	5,750

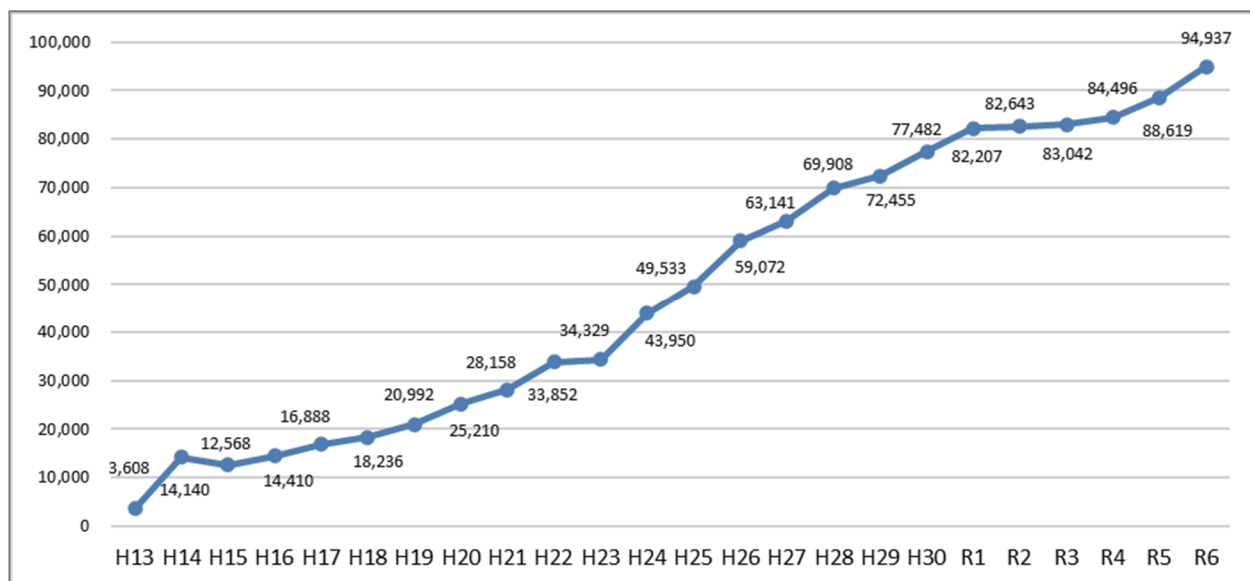
注1）複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2）「その他被害防止のために適切な援助」は、110番緊急通報登録システムへの登録、住民基本台帳閲覧等に係る支援措置 等

第2 配偶者からの暴力事案等への対応状況

1 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

相談等件数は増加傾向であり、令和6年は94,937件（前年比+6,318件、+7.1%）とDV防止法施行後最多。



注1）配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注2）平成13年は、DV防止法の施行日（10月13日）以降の件数

注3）DV防止法の改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力を受けた事案について、20年1月11日施行以降、生命又は身体に対する脅迫を受けた事案について、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案について、また、令和6年4月1日施行以降、自由、名誉又は財産に対する脅迫についても計上

2 配偶者からの暴力事案等の被害者・加害者の状況等（相談等件数の内訳）

(1) 被害者の性別・年齢

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
男性	19,478	20,895	22,714	24,684	28,214	29.7%
女性	63,165	62,147	61,782	63,935	66,723	70.3%
19歳以下	1,252	1,187	1,159	1,358	1,320	1.4%
20歳代	19,320	19,378	20,172	20,930	22,375	23.6%
30歳代	22,316	21,922	22,029	22,698	24,523	25.8%
40歳代	18,964	18,863	18,756	19,303	20,349	21.4%
50歳代	9,865	10,239	10,680	11,705	12,727	13.4%
60歳代	4,580	4,512	4,580	4,869	5,326	5.6%
70歳以上	6,328	6,921	7,068	7,703	8,281	8.7%
年齢不詳	18	20	52	53	36	0.04%

(2) 加害者の性別・年齢

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
男性	62,722	62,128	61,704	63,436	66,185	69.7%
女性	19,921	20,914	22,792	25,183	28,752	30.3%
19歳以下	900	805	961	979	971	1.0%
20歳代	17,071	17,564	18,495	19,213	20,952	22.1%
30歳代	21,724	21,048	21,267	22,201	23,795	25.1%
40歳代	19,768	19,624	19,358	19,841	20,778	21.9%
50歳代	10,710	11,102	11,357	12,526	13,450	14.2%
60歳代	5,074	4,865	4,936	5,119	5,607	5.9%
70歳以上	7,293	7,893	7,937	8,546	9,172	9.7%
年齢不詳	103	141	185	194	212	0.2%

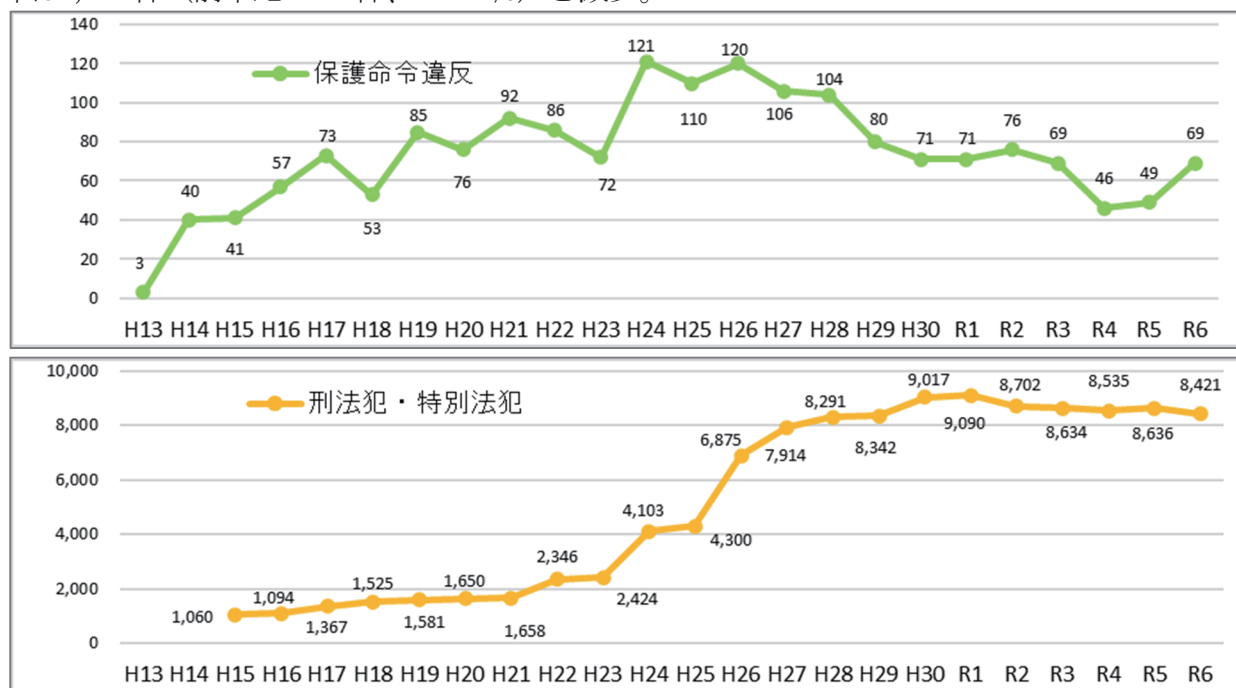
(3) 被害者と加害者の関係

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
婚姻関係（元含む）	61,808	62,126	62,215	64,766	69,496	73.2 %
内縁関係（元含む）	6,307	5,798	5,926	6,079	6,293	6.6 %
生活の本拠を共にする交際をする関係（元含む）	14,528	15,118	16,355	17,774	19,148	20.2 %

注）「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

3 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

DV防止法の保護命令違反の検挙は、令和6年は69件（前年比+20件、+40.8%）と前年より増加。配偶者からの暴力事案等に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は、令和6年は8,421件（前年比-215件、-2.5%）と減少。



注1）刑法犯・他の特別法犯の統計は平成15年から集計

注2）配偶者からの暴力事案等の検挙状況、DV防止法に基づく対応（医療機関からの通報の受理を除く。）及び警察本部長等の援助については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に実施した検挙、対応及び援助（以下「検挙等」という。）した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に実施した検挙等の件数は全て計上することに変更した。

罪種別内訳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯・他の特別法犯	8,702	8,634	8,535	8,636	8,421
殺人（既遂）	0	2	0	0	3
殺人（未遂）	110	108	116	111	129
傷害致死	1	2	1	1	0
傷害	2,626	2,509	2,518	2,640	2,652
暴行	5,183	5,230	5,096	5,026	4,672
脅迫	159	133	128	132	138
不同意性交等	10	7	10	12	24
不同意わいせつ	3	3	5	8	4
住居侵入	37	36	40	38	47
逮捕監禁	17	12	12	10	16
器物損壊	94	77	78	92	100
公務執行妨害	31	29	37	44	54
現住建造物等放火	17	10	9	14	22
暴力行為等処罰法違反	302	337	352	360	379
銃刀法違反	40	38	34	49	42
その他	72	101	99	99	139

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
保護命令違反	76	69	46	49	69

注 1) 刑法犯・他の特別法犯の検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。
- ・「その他」は、恐喝、ストーカー規制法違反、軽犯罪法違反、迷惑防止条例違反 等

注 2) 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 66 号）の施行（罰則規定：令和 5 年 7 月 13 日施行）に伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。

4 DV 防止法に基づく対応

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
医療機関からの通報の受理	118	102	84	117	112
裁判所からの書面提出要求への対応	1,745	1,588	1,315	1,226	1,441
裁判所からの保護命令通知の受理	1,460	1,334	1,082	1,077	1,170
うち接近禁止命令のみ	106	103	79	85	71
うち退去命令のみ	0	4	3	3	1
うち接近禁止命令・退去命令	21	26	36	18	19
うち接近禁止命令・電話等禁止命令	974	860	688	703	772
うち接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	359	341	276	268	307

5 警察本部長等の援助

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
警察本部長等の援助申出受理件数	23,112	21,525	21,991	20,172	19,689
内訳 (複数計上)	被害を自ら防止するための措置の教示	9,851	9,597	9,798	9,517
	住所等を知られないようにする	5,551	5,373	5,195	4,031
	住民基本台帳閲覧等に係る支援	1,700	1,792	1,744	1,783
	行方不明者届への対応	1,009	906	1,188	1,155
	ための措置 上記両方	1,666	1,460	1,735	1,675
	被害防止交渉に関する事項についての助言	778	641	877	838
	加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	472	349	422	405
	被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	10,592	10,065	10,281	9,713
	その他				11,476

注 1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

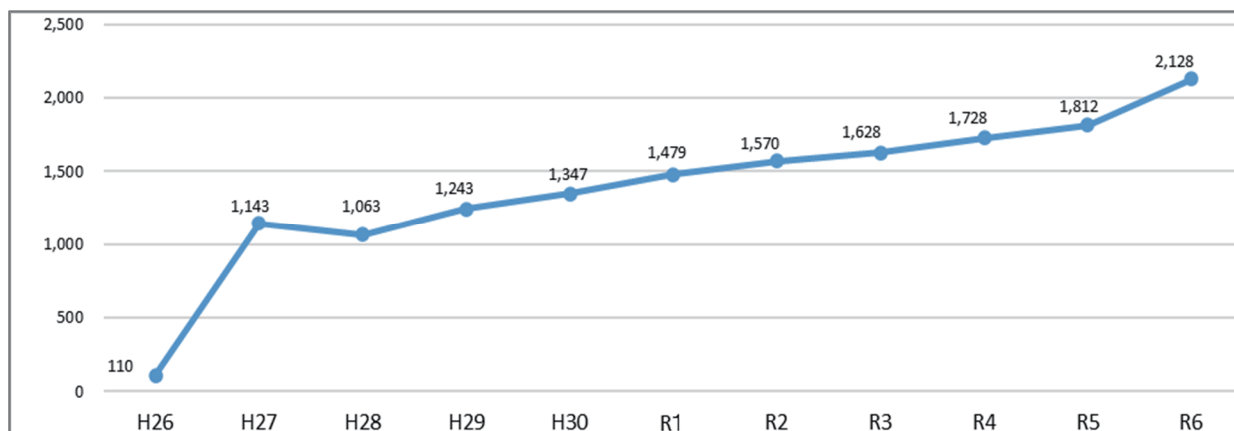
注 2) 「その他」は、110 番緊急通報登録システムへの登録 等

第3 私事性的画像に係る事案への対応状況

1 私事性的画像に係る事案の相談等状況

(1) 相談等件数

相談等件数は平成29年以降継続して増加し、令和6年は2,128件（前年比+316件、+17.4%）と増加し、法施行後最多。



注）平成26年は、私事性的画像被害防止法の施行日（11月27日）以降の件数

(2) 被害者の性別・年齢

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
男性	142	195	234	285	481	22.6 %
女性	1,427	1,432	1,494	1,527	1,645	77.3 %
19歳以下	429	429	475	558	774	36.4 %
20歳代	660	647	726	740	843	39.6 %
30歳代	247	268	234	229	252	11.8 %
40歳代	149	168	163	164	150	7.0 %
50歳代	54	76	94	78	77	3.6 %
60歳代	13	12	15	15	12	0.6 %
70歳以上	3	4	7	3	5	0.2 %
年齢不詳	15	24	14	25	15	0.7 %

注）性別不明が、令和2年及び令和3年は1件、令和6年は2件ある。

(3) 加害者の性別・年齢

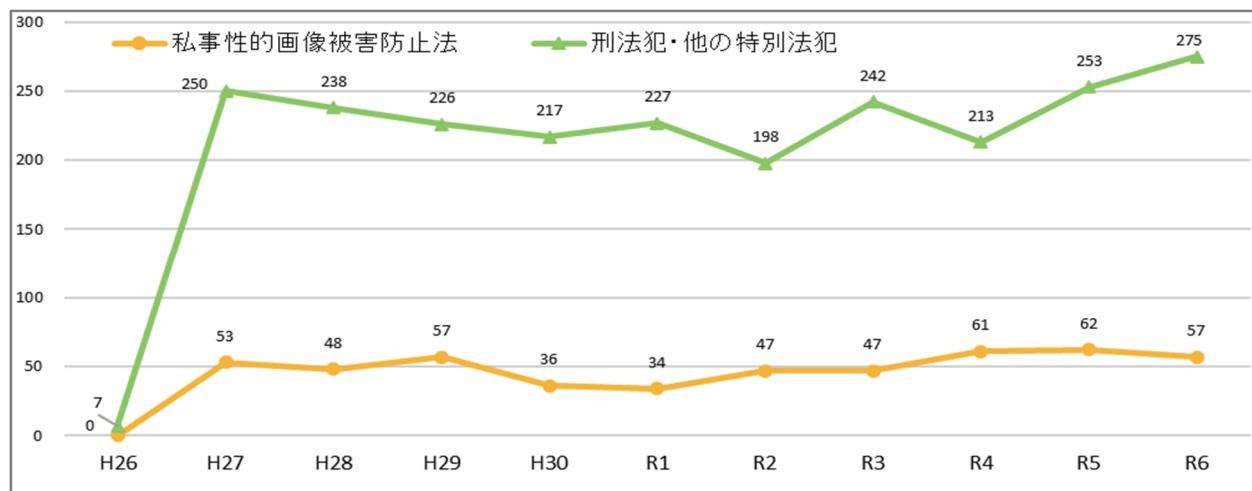
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
男性	1,310	1,285	1,356	1,374	1,519	71.4 %
女性	89	119	132	105	148	7.0 %
不明	171	224	240	333	461	21.7 %
19歳以下	189	172	220	257	338	15.9 %
20歳代	435	428	453	491	578	27.2 %
30歳代	239	254	256	241	236	11.1 %
40歳代	201	189	170	160	158	7.4 %
50歳代	89	100	109	105	108	5.1 %
60歳代	30	36	35	24	33	1.6 %
70歳以上	15	11	16	11	18	0.8 %
年齢不詳	372	438	469	523	659	31.0 %

(4) 被害者と加害者の関係

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
配偶者（元含む）	51	60	60	70	61	2.9 %
交際相手（元含む）	848	821	895	880	1,047	49.2 %
知人友人（ネット関係のみ）	258	326	394	383	530	24.9 %
知人友人（ネット関係のみ以外）	208	226	223	230	294	13.8 %
職場関係者	29	31	30	32	34	1.6 %
関係（行為者）不明	79	101	87	107	114	5.4 %
その他	97	63	39	110	48	2.3 %

2 私事性的画像に係る事案の検挙状況

私事性的画像被害防止法違反の検挙は、令和6年は57件（前年比－5件、－8.1％）と減少した一方、私事性的画像に係る事案に関連する刑法犯・他の特別法犯の検挙は275件（前年比＋22件、＋8.7％）と高水準で推移。このほか、被害者への防犯指導・助言、画像の削除を含む加害者への注意・警告等を行った。



罪種別内訳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
刑法犯・他の特別法犯	198	242	213	253	275
脅迫	43	40	37	57	36
児童買春・児童ポルノ禁止法違反	34	47	49	55	55
強要	27	33	34	28	34
ストーカー規制法違反	20	18	21	24	22
名誉毀損	10	10	5	11	15
わいせつ物頒布	5	8	5	7	8
その他	59	86	62	71	105
私事性的画像被害防止法違反	47	47	61	62	57

注1) 刑法犯・他の特別法犯検挙は、

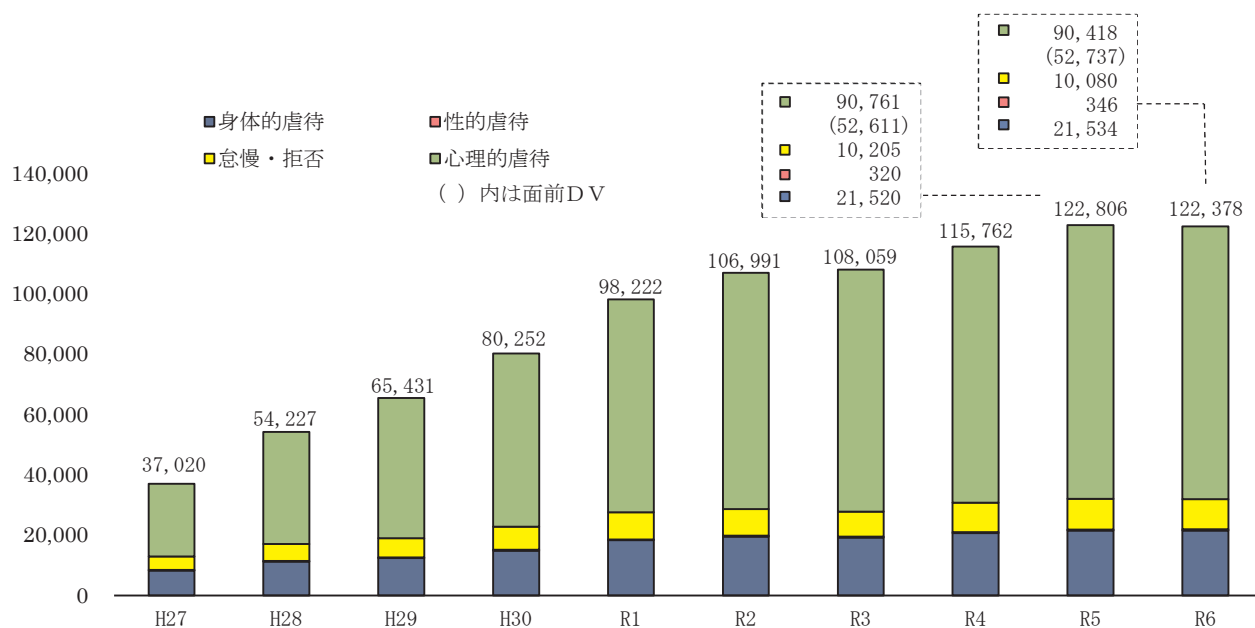
- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・「その他」は、暴行、傷害、恐喝（未遂含む）、不同意性交等

注2) 私事性的画像に係る事案の検挙状況については、令和5年までは基準年中に受理した相談のうち同年中に検挙した件数を計上していたところ、令和6年からは、基準年中に受理した相談の有無に関わらず、基準年中に検挙した件数は全て計上することに変更した。

第4 児童虐待事案への対応状況

1 通告児童数

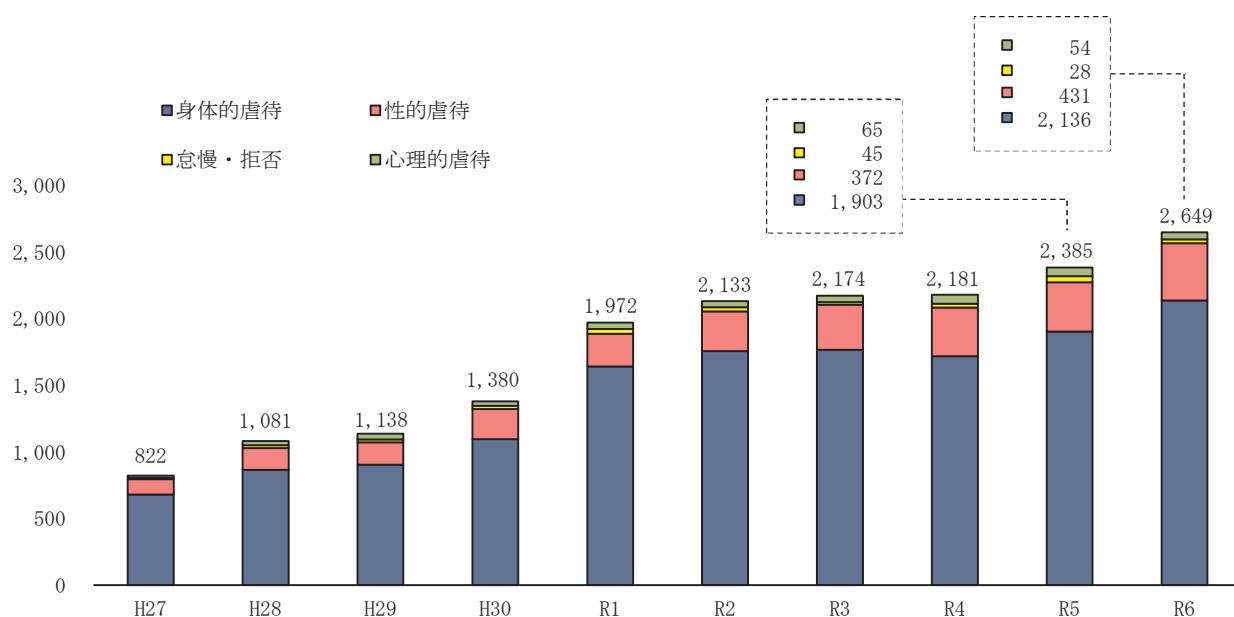
通告児童数は、令和6年は12万2,378人（前年比－428人，－0.3％）と、依然として高い水準で推移している。



2 児童虐待事件

(1) 児童虐待事件の検挙状況

児童虐待事件の検挙件数は増加傾向であり、令和6年は2,649件（前年比＋264件，＋11.1％）と過去最多。



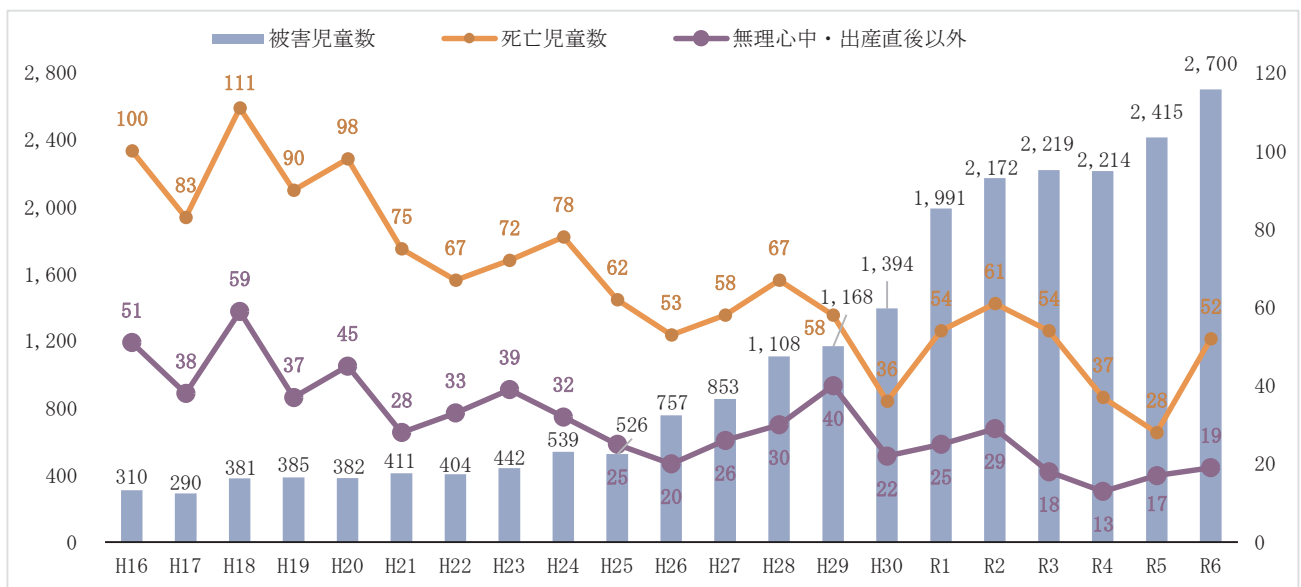
罪種別内訳

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数（件）	2,133	2,174	2,181	2,385	2,649
殺人（既遂）	43	37	23	14	32
殺人（未遂）	35	27	22	25	38
殺人予備	0	0	0	0	1
傷害	868	783	743	906	1029
傷害致死	8	6	5	7	11
暴力行為等処罰法違反	38	47	60	70	50
暴行	776	880	882	911	984
暴行、傷害幫助・教唆	2	3	2	4	2
逮捕、監禁	10	11	13	7	11
逮捕教唆	0	1	0	0	0
未成年者拐取	14	10	15	17	16
強要	1	3	7	5	3
脅迫	6	7	11	4	11
不同意性交等	119	116	141	149	162
不同意わいせつ	148	178	185	184	228
児童福祉法違反	7	2	7	4	0
児童買春・児童ポルノ法違反	22	40	31	26	23
青少年保護育成条例違反	4	2	1	6	1
迷惑防止条例違反	0	0	0	2	0
売春防止法違反	0	1	0	0	0
性的姿態等撮影	0	0	0	1	17
不同意性交等幫助	0	0	0	1	0
保護責任者遺棄	27	17	30	37	28
重過失致死傷	5	3	1	5	1
学校教育法違反	0	0	1	0	0
自殺幫助・教唆	0	0	1	0	1

注） 刑法の一部が改正（令和5年7月13日施行）され、強制性交等及び強制わいせつの罪名、構成要件が改められたことに伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に、「強制わいせつ」を「不同意わいせつ」に変更した。「不同意性交等」と「不同意わいせつ」には、それぞれ「監護者性交等」と「監護者わいせつ」を含む。

(2) 被害児童の数

児童虐待事件の被害児童数は高い水準で推移し、令和6年は2,700人（前年比＋285人、＋11.8%）と過去最多。死亡児童数は、令和6年が52人（前年比＋24人、＋85.7%）で、無理心中及び出産直後のものを除いた死亡児童数は19人。



注） 死亡児童数は平成16年から集計

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総数（人）	2,172	2,219	2,214	2,415	2,700
死亡児童数（人）	61	54	37	28	52
無理心中	21	29	17	5	24
出産直後	11	7	7	6	9
無理心中・出産直後以外	29	18	13	17	19

(3) 被害児童の性別

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
男児	1,139	1,134	1,134	1,262	1,374	50.9%
女児	1,033	1,085	1,080	1,153	1,326	49.1%

(4) 被害児童の年齢

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
1歳未満	131	81	94	75	99	3.7%
1歳	42	54	34	40	40	1.5%
2歳	58	55	50	66	56	2.1%
3歳	99	73	72	88	76	2.8%
4歳	92	91	86	81	91	3.4%
5歳	95	76	97	91	124	4.6%
6歳	99	126	76	106	152	5.6%
7歳	132	116	106	151	179	6.6%
8歳	115	138	123	123	175	6.5%
9歳	132	130	146	153	196	7.3%
10歳	141	129	134	176	189	7.0%
11歳	168	139	151	165	202	7.5%
12歳	131	167	198	194	189	7.0%
13歳	203	204	208	240	227	8.4%
14歳	172	202	196	194	219	8.1%
15歳	125	149	170	191	198	7.3%
16歳	123	145	145	143	159	5.9%
17歳	114	144	128	138	129	4.8%

(5) 被害児童と加害者の関係

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年の割合
総数（人）	2,182	2,199	2,222	2,419	2,682	100.0%
父親等	1,558	1,597	1,592	1,718	1,937	72.2%
実父	995	1,039	960	1,068	1,233	46.0%
養・継父	300	371	405	390	438	16.3%
内縁	210	115	129	167	140	5.2%
その他	53	72	98	93	126	4.7%
母親等	624	602	630	701	745	27.8%
実母	588	568	590	650	704	26.2%
養・継母	14	15	12	17	17	0.6%
内縁	5	2	2	6	4	0.1%
その他	17	17	26	28	20	0.7%

〔 注：割合は、それぞれの項目で四捨五入していることから、合計が必ずしも100%にならない。 〕

《主な検挙事例》

1 ストーカー事案

(1) 位置特定機器を悪用したストーカー規制法違反事件の検挙

令和6年1月、女性から「私の車に位置特定機器を取り付けられた。」旨の相談を受け、捜査を行った結果、同女性に好意を抱いていた男性が複数回にわたり同女性の立ち回り先に現れてつきまとうなどしたことから、同年2月、同男性をストーカー規制法違反で検挙した。

(2) 探偵業者を悪用したストーカー規制法違反事件の検挙

令和6年4月、女性の勤務先に対する嫌がらせの相談を受け、捜査を行った結果、同女性に好意を抱いていた男性が探偵業者に依頼し同女性の住居等を特定した上で、複数回にわたり同女性の住居付近を見張るなどしたことから、同年6月、同男性をストーカー規制法違反で検挙した。

2 配偶者からの暴力事案等

(1) 妻の携帯電話に連続電話をかけたDV防止法違反事件の検挙

令和6年6月、裁判所から妻に対してつきまとい等をしてはならない旨の保護命令を受けていた男性が妻の携帯電話に連続して電話をかけたことから、DV防止法違反で検挙した。

(2) 元妻の関係者方付近をうろついたDV防止法違反事件の検挙

令和6年3月、裁判所から元妻の関係者の住居等においてつきまとい等をしてはならない旨の保護命令を受けていた男性が元妻の関係者方付近をうろついたことから、DV防止法違反で検挙した。

3 私事性的画像に係る事案

(1) 性的画像を公表目的に提供した私事性的画像被害防止法違反事件の検挙

令和6年7月、知人女性の性的画像を不特定又は多数の者に提供させる目的で、SNS利用者に対して同女性の性的画像を送信した男性を私事性的画像被害防止法違反で検挙した。

(2) 性的画像をインターネット上に陳列した私事性的画像被害防止法違反事件の検挙

令和6年1月、元交際相手の性的画像をインターネット上に記録し、不特定多数の者に閲覧可能な状態にして性的画像を公然と陳列した男性を私事性的画像被害防止法違反で検挙した。

4 児童虐待事案

(1) 児童相談所との連携による児童虐待事件（傷害事件）の検挙

令和6年5月、児童相談所から警察署に、内臓損傷の重傷を負った児童（7歳）が病院に救急搬送された旨の緊急の情報提供がなされた。児童相談所及び検察庁と協議し、三者の代表者による児童からの事情聴取等の結果、養父が児童の腹部を足蹴りするなどの虐待を行っていたことが判明したことから、当該養父を傷害罪で逮捕した。

(2) 福祉事務所との連携による児童虐待事件（暴行事件）の検挙

令和6年8月、福祉事務所から警察署に、実母の内縁の夫から暴力を受けている児童（11歳）に関する情報提供がなされたため、実母及び児童から事情聴取した上、直ちに児童相談所に通告し、児童は一時保護された。その後の捜査の結果、内縁の夫から児童に対する暴力行為が明らかとなったことから、当該内縁の夫を暴行罪で逮捕した。